



鹿福第1077号
平成29年10月26日
(福祉政策課扱い)

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会
会長 浜田 保 様

鹿屋市長 中西 茂



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成29年10月26日から平成34年10月25日まで